



令和5年12月5日

一宮市長 中野 正康 様

一宮市特別職報酬等審議会
会長 豊島 半七

一宮市議会議員の報酬月額及び一宮市特別職の給料月額
について（答申）

令和5年10月16日付け5一宮人事発第44号で諮問のあった一宮市議会議員の報酬月額及び一宮市特別職の給料月額について、一宮市特別職報酬等審議会設置条例（昭和39年一宮市条例第46号）第9条の規定により次のとおり答申する。

1 主 文

一宮市議会議長、副議長及び議員の報酬月額並びに市長及び副市長の給料月額については、次に掲げる額に改定することが適当である。

市議会議長	報酬月額	648,000円
同 副議長	報酬月額	596,000円
同 議 員	報酬月額	553,000円
市 長	給料月額	1,096,000円
副 市 長	給料月額	901,000円

2 実施時期

実施の時期は、令和6年4月1日とすることが適当である。

3 審議経過

第1回審議会	令和5年10月16日開催
第2回審議会	令和5年11月10日開催

4 答申にあたっての考え方

本審議会は、令和5年10月16日に設置され、市長から諮問を受けた市議会議長、副議長及び議員の報酬月額並びに市長及び副市長の給料月額(以下「特別職報酬等」という。)について、2回にわたり審議会を開催した。

審議にあたって、まず、令和元年に開催した前々回の本審議会において、特別職報酬等を一律3,000円引き上げるべきとの答申(以下「令和元年答申」という。)をしたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け引上げが見送られたこと、また、令和3年に開催した前回の本審議会においても、令和元年答申の実現を見送った経緯を確認した。

審議においては、経済活動の状況が新型コロナウイルス感染症拡大前に戻りつつあること、諸物価が高騰していること、8月に人事院が国家公務員の給与を引き上げるべきと勧告したこと等を念頭に、本市の特別職報酬等についても引き上げるべきとの意見が多数あった。

金額については、令和元年答申で引き上げるべきとした3,000円を現行の特別職報酬等の額に加え、その額に、令和元年以降の人事院勧告の引上げ率の累計額(1.06%を乗じ1,000円未満を切り捨てた額)を加えたところ、引上げ額は、議長が9,000円、副議長が9,000円、議員が8,000円、市長が14,000円、副市長が12,000円となり、これらの額が適当であるという結果となった。

5 おわりに

一宮市は令和3年4月に中核市に移行し、市民の代表としての議員、そして行政運営の責任者である市長及び副市長が果たすべき役割と責任はますます重要なものになっている。議員並びに市長及び副市長におかれては、今後も市の発展と市民サービス向上のためになお一層のご尽力を期待してやまないものである。

一宮市特別職報酬等審議会委員

会長 豊島 半七

会長職務代理者 真野 克彦

委員 太田 一弘、稲垣 敏志、五藤 政尋、森 重幸、
吉田 明、尾関 勝子、加藤 和子、伊藤 雅淑